

令和8年度特別天然記念物カモシカ北奥羽山系保護地域 特別調査業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度特別天然記念物カモシカ北奥羽山系保護地域特別調査業務

2 業務委託の趣旨

特別天然記念物カモシカ（以下「カモシカ」という。）の適切な保護を図るためには、生物学的な研究のほか、カモシカ個体群と生息環境の状況を定期的かつ総合的に把握することが必要である。

北奥羽山系カモシカ保護地域（以下「保護地域」という。）は青森県、岩手県、秋田県（以下、「3県」とする。）の県域にまたがり、これまで昭和63・平成元年度（第1回）、平成6・7年度（第2回）、平成14・15年度（第3回）、平成22・23年度（第4回）、平成30・31年度（第5回）に特別調査を実施し、保護地域の環境（植生・森林施策・土地利用・食害等）とカモシカの生息状況（分布・生息密度等）、個体群の構成と動向などに関する資料の収集・整理を行った。

このたび、過去5回の調査結果と比較可能な第6回目の特別調査を令和8・9年度の2か年に渡って実施し、保護地域におけるカモシカの生息状況や生息環境の変化を把握するため、その総合的な調査を委託するものである。

なお、本委託業務は2か年計画の1年目として実施するものである。

3 委託期間

契約締結日～令和9年3月25日（木）

4 調査対象範囲

岩手県及び秋田県（以下「各県」という。）の保護地域及びその周辺地域

5 委託業務の内容

令和4年3月文化庁発行『カモシカ保護管理マニュアル（改訂版）』にのっとり、以下の業務を行うものとする。調査項目については、別紙表1のとおりとすること。

個別の調査地点に係る協議、調査の実施等については、契約後に各県と別途協議すること。

また、本調査で得られた結果については、過去の特別調査との比較及び全国的な傾向把握を目的とする調査結果と、当該地域の実態把握を目的とする補足的調査結果とを区別して整理・記載すること。

調査にあたっては、「北奥羽山系カモシカ保護地域特別調査指導委員会」（以下「指導委員会」という。）の指導・助言を受けること。

（1）生息状況調査

ア 分布調査

保護地域とその周辺地域を対象として、カモシカの分布を把握するためにアンケート調査及び自動撮影カメラ調査、補足調査等を行う。

自動撮影カメラ調査の詳細については別途協議するものとし、1年目は試験的に実施する。

イ 生息密度調査

保護地域及びそれに隣接する地域において、過去の調査地点（別紙表2）を対象として実施し、前回調査以降の変動状況及び生息数の把握を行う。なお、調査地点の環境の変化などにより、調査が困難と判断された場合には調査精度を考慮して調査地点の見直しを検討する。

調査は原則として残雪期を含む視認性の高い時期に実施するものとし、具体的な実施時期については事前に秋田県と協議の上決定すること。

調査にあたっては、調査地点ごとに観察時間（開始時刻・終了時刻）及び調査人数並びに調査時の環境条件（天候、積雪状況、視界等）を記録すること。

調査結果の整理にあたっては、「確認（直接観察あり）」「確認されず（十分な視認条件下で未確認）」「未確認（調査困難又は未立入）」を明確に区別して整理すること。

なお、確認が得られなかった場合であっても、調査条件や視認性等により見落としが生じる可能性があることを踏まえ、確認が得られなかった地点については、調査条件を踏まえ、「十分な条件下で未確認」及び「調査条件不良又は調査困難による未確認」に区分して整理すること。また、結果の評価にあたっては調査条件を考慮して判断すること。

また、交通事情等により調査が実施できない地点がある場合は別途協議すること。

(2) 生息環境調査

ア 植生状況調査

カモシカの生息に影響を及ぼす植生や環境の変動について、直近の森林施業状況などの行政資料の収集や聞き取り調査、下層植生調査を行う。

また、生息密度調査地（区画法調査）において、調査地内の森林構造がわかるように、階層毎に写真を複数枚撮影し、記録する。

イ 土地利用状況その他に関する調査

カモシカの生息に影響を及ぼす植生環境以外の要因について、国土数値情報や、法的土地利用規制資料を収集・整理して調査を行う。

ウ 食害状況調査

既存資料（保護地域関係市町村及び森林管理署等作成資料）を利用し、食害発生の変動を把握する。なお、保護地域については、食害発生及び食害規模の把握を行い、今後の食害発生の可能性について検討すること。

(3) 個体群動向に関する資料収集と分析

保護地域とその周辺地域で発見された自然死及び事故死個体について、平成30年度から令和3年度までの4か年分の滅失届等の資料を整理して分析を行う。

(4) 通常調査資料の整理

令和8・9年度に実施する本調査を補って、カモシカの生息状況及び生息環境の動向を把握するために、令和2年度から令和4年度までの3か年度の通常調査における分布調査、生息密度調査及び食害状況調査の結果を整理・集計する。

(5) その他の調査

上記以外で「指導委員会」での協議を踏まえた補足調査等を別途行う場合があること。

(6) 「指導委員会」への出席・資料作成等について

オンラインで開催する指導委員会に出席し、必要に応じて調査計画等の説明等を行うこと。
上記に係り、事前に関係資料の作成等を行うこと。

なお、委員会の運営は各県が実施するため、受託者における委員への報酬・旅費や、会議室の利用料の負担は不要とする。

6 成果物

(1) 中間報告書

調査内容を取りまとめた報告書を作成し、内容を各県と確認すること。確認後、印刷・製本の上、秋田県へ納入すること。

【仕様】A4版 ※適宜図面等を挿入のこと

紙媒体で10部（5部×2県）

電子データ（PDF）版を4部（2部×2県）

(2) 調査の原記録類一式

調査地点の位置情報、調査日時、調査方法等を電子データとして整理し、一覧形式で各県へ提出すること。

現地手簿等の調査原記録及び調査の集計一覧表など、報告書を作成するための基礎資料を記録用紙及び電子データで提出すること（詳細は別途協議する）。提出日は別途指示する。

なお、報告書及び調査の原記録類一切の著作権等の権利は各県に帰属する。

また、報告書及び調査の原記録類一切は、3県で共有するものとする。

7 安全管理

(1) 調査における安全管理計画を作成し、各県へ提出すること。

(2) 現地調査は、各調査地点2名1組以上で実施すること。

(3) 現地調査員に安全確保のための調査機材（笛、GPS端末、レスキューシート等）を装備させるとともに、調査前の安全確認や装備品の点検を徹底すること。

(4) 調査中は調査員同士頻りに連絡を取り合い、互いの位置や状況を共有するよう指導すること。

(5) 各県、委託業者、現地関係者を含めた緊急時の連絡体制一覧を作成し、各県へ提出すること。

(6) 調査にあたっては、クマ類の出没状況を事前に確認するとともに、必要な安全対策を適切に講ずること。

8 留意事項

(1) 保護地域については、3県が共同して調査を実施することから、青森県の調査業務受託者と連絡・調整し、情報共有を図った上で現地調査やデータの収集・分析を進めること。

- (2) 2か年の調査内容の配分計画は別紙表1のとおりとする。
- (3) 過去5回の特別調査の結果と比較できるように留意すること。
- (4) 調査に当たっては、必要に応じて管轄する森林管理署に入林届を提出し、許可を得てから実施することとし、調査に係る地元自治体及び地元住民に調査の趣旨等を説明すること。
- (5) 業務を行う過程で疑義や調査上の問題が生じた場合は、その都度秋田県と協議を行うこと。

表1 調査項目一覧・年次配分表

調査項目	調査種類	調査内容	R8年度	R9年度 (参考)
生息状況調査	分布調査	アンケート調査	200通	補足調査
		自動撮影カメラ調査	6台	※1
	生息密度調査	区画法調査	6地点	7地点
		定点観察法調査	9地点	7地点
生息環境調査	植生状況調査	既存資料に基づく植生把握	—	○
		林業資料に基づく森林状況整理	○	—
		生息密度調査地の写真撮影※2	6地点	7地点
		下層植生調査※2	6地点	7地点
	土地利用状況調査	国土数値情報の整理	—	○
		法的土地利用規制の資料の収集・整理	—	○
		統計資料等の収集・整理	—	○
	食害状況調査	行政資料の収集・整理	—	H30～R7
通常調査の結果の整理	通常調査の結果の整理	分布調査	R2～R4	R5～R7
		生息密度調査		
		食害調査		
個体群動向に関する資料の蓄積	死亡個体の収集と分析	滅失届の収集・整理	H30～R3	R4～R7

※1 令和9年度については令和8年度の指導委員会後に設置台数を設定する。

※2 区画法実施地点が対象

表2 生息分布調査県別詳細

調査方法	県	配分
アンケート調査	秋田県	140通
	岩手県	60通
自動撮影カメラ調査※	秋田県	4台
	岩手県	2台

※ 自動撮影カメラ調査の1年目は試験的な実施とし、設置地点については調査指導委員と協議の上設定する。

表3 生息密度調査対象地点一覧

調査方法	県	市町村	No.	調査地点名 (調査予定年度)	
(1) 区画法	秋田県	小坂町	1	鉛山 (R9)	
		鹿角市	2	瀬の沢 (R8)	
			3	大柴峠 (R8)	
			4	瓜子森 (R8)	
			5	栲沢 (R9)	
		仙北市	6	小和瀬川 (R9)	
			7	繋沢 (R9)	
		北秋田市	8	中ノ又沢 (R9)	
			9	井出舞沢 (R9)	
		秋田市	10	赤倉沢 (R9)	
	岩手県		滝沢市	11	鞍掛山 (R8)
			八幡平市	12	グンダリ沢 (R8)
	13	袈部牧場 (R8)			
(2) 定点観察法	秋田県	小坂町	1	生出 (R9)	
		鹿角市	2	白沢 (R9)	
			3	湯瀬 (R9)	
			4	二ツ森 (R9)	
			5	熊沢川 (R8)	
			6	兵治沢 (R8)	
		北秋田市	7	森吉山 (R8)	
			8	太平湖 (R8)	
			9	赤倉岳 (R8)	
		秋田市	10	前宗森 (R8)	
			11	棚白森 (R8)	
	岩手県		雫石町	12	小白森～大白森 (R9)
		13		小高倉山 (R8)	
		14		鬼ヶ城 (R9)	
		八幡平市	15	松川温泉 (R9)	
			16	御在所温泉 (R8)	